

土地改良法（昭和24年法律第195号）第48条第9項において準用する同法第10条第1項の規定により、観音寺市豊田土地改良区が土地改良事業（農地耕作条件改善事業（かんがい排水事業）三谷管路地区）を行うことについて令和3年8月5日認可した。

令和3年8月17日

香川県知事 浜 田 恵 造